

競争入札者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、柏原市（以下「本市」という。）が入札書及び内訳書（以下「入札書等」という。）の提出を郵便による方法で行う制限付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、柏原市財務規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）及びその他の関係法令及びこの心得を遵守すること。

- 2 入札参加者は、入札に際し、本市の指示に従い、円滑な入札に協力すること。また、正常な入札を妨げ、又は他の入札参加者の入札を妨害しないこと。
- 3 入札参加者は、入札に際し、設計図面、仕様書、契約書（案）、その他の添付資料（以下「設計図書」という。）により契約締結に必要な条件を熟知したうえ、入札すること。
- 4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札にあたって、他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思の有無についていかなる相談も行わず、設計図書に基づいて独自に入札価格を定めること。

- 2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を伝達しないこと。

(入札の参加)

第4条 入札参加者は、公告等（制限付一般競争入札の場合にあつては施行令第167条の6第1項の規定による公告をいい、指名競争入札等の場合にあつては指名通知書又は条件提示書等をいう。以下同じ。）において指定した入札書差出期間内に、入札書等を郵送しなければならない。

(入札保証金等)

第5条 入札参加者は、入札執行前に、見積り金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 前項の入札保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱いは、次の各号による。
 - (1) 国債又は地方債の額面又は登録金額
 - (2) 鉄道債券、その他政府の保証のある債券額面の80%、ただし、発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額
 - (3) 銀行が振出し、又は支払保証した小切手
 - (4) その他市長が確実と認めたもの。
- 3 第1項本文に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保の納付又は提供は、入札執行前に行い入札保証金納付済証の交付を受け、入札参加者は当該入札保証金納付済証を開札時に担当職員に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書きの場合において、入札保証金を免除された理由が、入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札参加者は、開札時に担当職員に提示しなければならない。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(質疑等)

第6条 入札参加者は、公告又は配布された設計図書及び現場並びに見本等熟覧の上、入札しなければならない。この

場合において、設計図書等について疑義があるときは、公告等の指定期日及び時刻（指定されないときは、入札日の前日午後5時まで。ただし、入札日の前日が市の休業日になるときは、入札日前の直近の市の稼業日とする。）までに関係職員の説明を書面等（メール）で求めることができる。

（入札等）

第7条 入札書作成の方法は、次の各号によるものとする。

- （1）入札参加者は、本市において指定する入札書により、入札しなければならない。
- （2）入札参加者は、公告等において指定された入札書差出期間内に、入札書等を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、次の提出先へ郵送しなければならない。

【提出先】 〒582-8799 柏原郵便局留 柏原市役所 財務部 契約検査課 行

- （3）入札書等には、本市へ届出済みの使用印鑑（以下「使用印鑑」という。）又は実印を使用しなければならない。また、本市登録業者の場合は、入札参加資格申請書の契約先として登録している所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入しなければならない。
- （4）入札書等は、鉛筆等訂正可能な筆記用具を用いて記入してはならない。
- （5）入札書等は、楷書で丁寧に記入しなければならない。
- （6）入札書の金額（応札額）は、アラビア数字（算用数字）を用い、金額の頭部に必ず 円印 を記入すること。
- （7）入札書等を郵送後は、その入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札書等の郵送方法）

第8条 入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により、入札書差出期間内に郵送しなければならない。

- （1）郵送用の外封筒及び入札用の内封筒の二重封筒とし、使用する封筒（以下「指定封筒」という。）の規格は、外封筒を角形2号、内封筒を長形3号とすること。
- （2）内封筒には、指定した内封筒用貼付シートを剥がれないようにしっかりと貼り付け、入札書等を封入し、使用印鑑又は実印をもって封印（裏面割印）しなければならない。
- （3）外封筒には、指定した外封筒用貼付シートを剥がれないようにしっかりと貼り付け、前号の規定による内封筒を入れ、使用印鑑又は実印ををもって封印（裏面割印）しなければならない。
- （4）前号の規定による外封筒は、本市が指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）への局留による一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。
- （5）入札回数は、1回とする。
- （6）入札参加に要したすべての費用は、開札の結果又は入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担とする。また、これらの郵送された書類は、いかなる場合も返却しないものとする。

（入札の辞退）

第9条 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書等を郵送する前に辞退することができる。ただし、開札日の前日までに、辞退届を持参又は郵送（必着）しなければならない。なお、一度提出した辞退届は、撤回することはできない。

- 2 前項の場合において、開札日の前日までに入札書等が指定郵便局に到達していないときは、入札を辞退したものとみなす。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 3 入札参加者は、入札書等を郵便により差し出した後に辞退しようとすることはできない。

（開札）

第10条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者を立ち合わせて執行しなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、政令第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 開札の立会人は、制限付一般競争入札にあっては、入札参加資格通知書を、指名競争入札にあっては指名通知書を持参し、提示しなければならない。なお、入札室への入室は、1業者につき1名とする。
- 3 開札の立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
- 4 開札の立会人は、開札時刻までに入札会場に入室し、入札立会確認書に記名押印することにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。
- 5 開札の結果、落札となるべき者が2名以上あるときは、別紙「同額（同点）抽選の方法」により、落札者及び次の順位以降の者を決定するものとする。

（落札者等の決定）

- 第11条 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載していること。
- 2 落札者を決定したときは、その旨を入札参加者の面前で確認を受けるものとし、落札者が入札会場にいないときは、書面により速やかに通知するものとする。

（入札参加者の代理人）

- 第12条 入札参加者の立ち会いが代理人の場合は、当日、開札時刻までに担当職員に委任状を提出しなければならない。

（入札参加者及び代理人の資格）

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者、又はその代理人となることはできない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（無効の入札）

- 第14条 前条各号に規定する者の他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法（持参を含む。）で入札書等を提出した入札
 - (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
 - (4) 指定の封筒用貼付シートに入札者名が記載されていない入札
 - (5) 入札書等が本市の指定した入札書差出期間外に差し出された入札
 - (6) 記名押印（封印を含む。）を欠く入札
 - (7) 金額を訂正した入札
 - (8) 入札書等の金額、氏名、印影等が不明瞭なとき、又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (9) 使用印鑑又は実印以外の印鑑を使用した入札
 - (10) 一つの入札で入札書等を同じ者から2通以上提出した入札
 - (11) 内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない入札又は内訳書と入札書の金額が一致しない入札
 - (12) 明らかに談合と認められる入札又は入札に関して不正な行為があったとき
 - (13) 入札に関する法令、規則並びに条件に違反した入札

（契約）

- 第15条 第11条第2項の規定により落札決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期間内に落札者が契約書及び契約に必要な書類を提出しない場合は、その落札は無効とする。ただし、本市の承認を得た場合はその限りでない。

(工程)

第16条 第11条第2項の規定による通知を受けた落札者は、契約締結後、直ちに着工(着手)しなければならない。

(契約保証金等)

第17条 落札者は、契約締結時に契約金額(消費税及び地方消費税を含む、以下同じ。)の100分の10以上(一般競争入札においては、公告に定める率)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、長期継続契約又は単価による契約の保証金額は、次の各号によるものとする。

- (1)長期継続契約にあつては、契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上とする。
 - (2)単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額又は前年度実績金額の100分の10以上とする。
- 2 前項の契約保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱いは、第5条第2項各号の規定を準用する。
 - 3 第5条第4項の規定は、第1項ただし書の場合について準用する。この場合において、第5条第4項中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証(履行ボンド)」と、「入札参加者」とあるのは「落札者」と、「入札時」とあるのは「契約締結時」と読み替えるものとする。
 - 4 第1項本文に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保の納付又は提供は、契約締結時に行い、契約保証金納付済証の交付を受けるものとする。
 - 5 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。
 - 6 契約保証金又は契約保証金に代わる担保の還付は、債務履行後に請求するものとする。
 - 7 契約期間の延長や契約金額の増額があつた場合は、保証内容についても変更し、直ちに必要書類等を契約担当者へ提出すること。
 - 8 契約保証金には、利子は付さないものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときで一定の範囲内であるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 公有財産及び物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、契約保証金の納付の必要がないと市長が認めるとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約を締結したときは、当該契約に係る保証保険証券を提出するものとする。
 - 3 本条第1項第3号における規模をほぼ同じくする契約を数回以上とは、契約金額の9割以上の金額である契約を2回以上とし、一定の範囲内とは、建設工事にあつては契約金額500万円未満の契約、その他のものにあつては契約金額150万円未満の契約とする。

(前払金)

第18条 前払いの有無及び前払額の率及びその限度額は、公告等、提示書、又はその他の方法により示す。

2 前払いを行うときは、次の各号による。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約を締結し、同社発行の保証証書(2部)を添えて請求するものとする。

(2) 前払の額については、契約金額の40%の範囲内において支払うことができる。

3 中間前払金を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときによる。

(1) 当初の前払金(契約金額の40%)が支出されていること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

(4) 当該工事の進捗額(材料費を含む。)が契約金額の2分の1以上の額に達していること。

4 中間前払金は、契約金額の10分の2以内の額とする。ただし、当初の支払をした前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできない。

5 中間前払金の請求については、部分払いを受けた後はできない。

(部分払)

第19条 部分払いの有無は、公告等、提示書、又はその他の方法により示す。

2 部分払いの金額は、既済部分に対する代価が契約金額の10分の3を超えた場合、その代価の10分の9以内の額とする。

3 部分払の回数は、公告等、提示書、その他の方法により示す回数とし、その支払い期限は、協議のうえ定める。

(契約金額の支払)

第20条 契約金額は、(業務委託契約書においては業務委託料という。以下「請負代金額」という。)受注者より本市が適法な請求書を受け取った日から40日(委託については30日)以内に支払うものとする。

2 受注者は、竣工(完了)検査に合格しなければ請負代金額の請求はできない。

(遅延違約金)

第21条 債務の履行を延滞したときは、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額の相当額を控除した額に遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率で算出した額を遅延違約金として徴収する。

(入札保証金等の振替)

第22条 市長が必要と認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(異議申立)

第23条 入札参加者は、入札後にこの心得、設計図書及び現場並びに見本等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(指名の停止)

第24条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に際して指名しない。

(1) 契約の履行にあたり、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約の締結又は履行しなかった者

- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) その他担当職員の指示に従わない者

(準用)

第25条 この要綱の規定は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「柏原市財務規則（昭和39年柏原市規定第7号）」とあるのは「柏原市水道事業及び下水道事業契約規程（平成26年柏原市上下水道事業管理規程第18号）」と読み替える。

2 この要綱の規定は、病院事業管理者の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「柏原市財務規則（昭和39年柏原市規定第7号）」とあるのは「柏原市病院事業契約規程（平成22年病院事業管理規程第19号）」と読み替える。

(補則)

第26条 この心得に記載のない事項については、すべて柏原市担当職員の指示によるものとする。